

平成21年12月1日

奈良市保健所生活衛生課
TEL：内線2824
直通0742-23-6172

食品、添加物等の年末一斉取締りについて

年末は、多種類の食品が短期間に大量に流通するため、食品の衛生的な取扱いや表示が不適切になるおそれがあります。

奈良市では、平成21年度奈良市食品衛生監視指導計画に基づき、食品等の衛生確保の観点から、「食品、添加物等の年末一斉取締り」として、下記により食品等事業者を対象に、食品等の衛生的な取扱い、食品等の適正な表示などについて監視指導の強化、食品等の収去検査を行いますのでお知らせします。

記

1 実施期間

平成21年12月1日(火)から12月28日(月)まで

2 実施内容

(1) 施設に対する立入検査及び指導

食品販売店等の立入指導

市内のスーパー等大規模小売店を中心に、食品の表示事項や保存状況等について点検し、表示基準及び保存基準に違反する食品の発見及び排除に努めます。

弁当屋、仕出し屋などの大量調理施設等の立入指導

いずれの施設も大規模な食中毒が発生する可能性が高いことから、重要管理事項、衛生管理体制及び作業手順などを示した「大量調理施設衛生管理マニュアル」に基づき自主管理体制を確認し、衛生指導します。

(2) 食品等の収去検査

食品衛生監視員が食品製造施設等から食品等を抜き取り、試験検査を実施します。

検査内容

洋菓子、魚肉練り製品及び魚介類乾製品の食品添加物や細菌検査、生食用かきの細菌検査、輸入食品の食品添加物等の検査を実施します。

検査機関

奈良市保健所